

◎新潟県告示第189号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第15条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する新潟県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録した。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 登録施設の名称
新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科フードコース
- 2 所在地
新潟県胎内市平根台2416番地
- 3 登録年月日
平成30年2月19日